

D 4 - 3 6

|                                 |
|---------------------------------|
| 5 年 保 存 ( 常 )<br>(令和8年12月31日まで) |
|---------------------------------|

F N . D 4 - 1 - 0

鹿 免 管 第 1 5 8 号

鹿 務 第 1 4 6 号

鹿 会 第 5 5 号

鹿 情 第 6 号

鹿 交 企 第 2 9 号

鹿 交 指 第 1 7 号

鹿 免 試 第 2 9 号

令 和 3 年 2 月 1 5 日

関係参事官

関係所属長 殿

交 通 部 長  
警 務 部 長

|    |       |     |  |
|----|-------|-----|--|
| 担当 | 免許登録係 | TEL |  |
|----|-------|-----|--|

免許関係事務の合理化・高度化推進会議設置要綱の制定について（通達）

警察においても「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、警察情報管理システムの合理化・高度化に取り組むこととされている。

運転者管理業務については、警察庁が、各都道府県警察整備の汎用電子計算機を廃止し、警察庁が整備する共通基盤（以下「警察庁共通基盤」という。）に都道府県警察から端末を接続する形態での運用に変更する方針を示しており、本県は令和6年度に警察庁共通基盤への移行を予定している。

そこで、警察庁共通基盤への移行に合わせて、免許関係事務の合理化・高度化を推進するために免許関係事務の合理化・高度化推進会議を設置することとし、別添のとおり「免許関係事務の合理化・高度化推進会議設置要綱」を制定したので、遺漏のないようされた

い。

なお、本通達は令和3年2月15日から施行する。

## 別添

### 免許関係事務の合理化・高度化推進会議設置要綱

#### 1 設置

鹿児島県警察本部に免許関係事務の合理化・高度化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

#### 2 任務

推進会議は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 免許関係事務の合理化・高度化に関すること。
- (2) 鹿児島県警察の免許関係システムの警察庁共通基盤システムへの移行（以下「システム移行」という。）に関すること。

#### 3 構成

- (1) 推進会議の構成員は、次表に掲げる者をもって充てる。

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 議 長   | 交通部長                                             |
| 副 議 長 | 交通部参事官                                           |
| 議 員   | 警務課長，会計課長，情報管理課長，交通企画課長，交通指導課長，<br>免許管理課長，免許試験課長 |
| 庶 務   | 免許管理課課長補佐                                        |

- (2) 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

#### 4 ワーキンググループの設置

推進会議において協議する事項について、必要な調査及び検討を行うため、推進会議の配下に、次に掲げるワーキンググループを置く。

- (1) 免許関係事務合理化検討ワーキンググループ（以下「事務合理化WG」という。）

ア 事務合理化WGは、次に掲げる事項を任務とする。

(ア) 免許関係事務の合理化・高度化に係る検討

(イ) システム移行に係る免許関係事務の見直し

イ 事務合理化WGの構成員は、次表に掲げる者をもって充てる。

|       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 座 長   | 免許管理課長                                                                                                   |
| 副 座 長 | 情報管理課長，免許試験課長                                                                                            |
| 班 員   | 警務課課長補佐，情報管理調査官，情報管理課理事官，情報管理課<br>課長補佐，免許管理課理事官，免許管理課課長補佐，交通企画課課<br>長補佐，免許試験課理事官，免許試験課課長補佐，交通指導課課長<br>補佐 |
| 庶 務   | 免許管理課課長補佐                                                                                                |

ウ 座長は、必要があると認めるときは、班員以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

(2) システム移行ワーキンググループ（以下「システム移行WG」という。）

ア システム移行WGは、次に掲げる事項を任務とする。

(ア) システム移行に係る作業計画の立案

(イ) システム移行に係る機器の調達

(ウ) システム移行に係る作業の進捗管理

(エ) 事務合理化WGにおける検討結果の県システムへの反映

イ システム移行WGの構成員は、次表に掲げる者をもって充てる。

|       |                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 座 長   | 情報管理課長                                                                                |
| 副 座 長 | 会計課長，免許管理課長，免許試験課長                                                                    |
| 班 員   | 会計課理事官，会計調査官，会計課課長補佐，情報管理調査官，情報管理課理事官，情報管理課課長補佐，免許管理課理事官，免許管理課課長補佐，免許試験課理事官，免許試験課課長補佐 |
| 庶 務   | 情報管理課課長補佐                                                                             |

ウ 座長は、必要があると認めるときは、班員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 その他

前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。